

第2回(第2期)さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会会議録

日時：平成21年9月4日(金)18:30~20:10 会場：浦和コミュニティセンター第15集会室

出席：荒木利治、大迫裕男、小野崎研郎、親松高穂、垣花卓信、塩野谷寛行、大工原潤、平 修久、田島理美子、中野一恵、星野和央、堀越栄子、柳田秀一、山口文男(敬称略50音順)

(市民活動支援室：織田真由美、島崎正彦 事務局：東 一邦、三浦匡史、徳永 緑)

欠席：市橋秀夫、大久保秀子、土屋ひろみ、長沼和子(敬称略)

議長：平 修久 記録：徳永 緑

次第：

- (1) 運営協議会議事進行の改善について
- (2) 議事
 - ① 利用者意見への対応について
 - ② 市民活動サポートセンター館内の署名活動について
 - ③ 「パソコンコーナー」のインターネットセキュリティについて
 - ④ 市民活動サポートセンターの管理運営の「評価」について
- (3) 市民活動サポートセンター指定管理者からイベントなどの報告
- (4) その他
- (5) 今後のスケジュールについて

事前配布資料：

- 【01】さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会名簿—2009年8月27日現在
- 【02】平成21年度月例業務報告書—5月、6月、7月
- 【03】利用者の意見のルール
- 【04】2009年度第1回利用者懇談会概要
- 【05】2009年度第1回利用者懇談会会議録
- 【06】署名活動に関する意見票
- 【07】利用者意見への対応のしくみ
- 【08】「署名活動」に関するアンケート集約

当日配布資料：

- 【議事(2)－①】利用者意見への対応のしくみ
- 【議事(2)－③】パソコンコーナーにおけるインターネット利用に係るサイト閲覧等の制限の実施について(案)
- 【議事(2)－④】運営協議会委員による市民活動サポートセンターの評価
- 【議事(2)－④－A】市民活動サポートセンター管理運営業務評価シート
- 【議事(2)－④－B】市民活動サポートセンター管理運営業務評価資料(抜粋)
- 【議事(2)－④－C】市民活動サポートセンターの利用者アンケート(案)
- 【議事(2)－④－D】平成19年度～20年度さいたま市協働管理運営アンケート(サポートセンタースタッフ・市民活動支援室職員用)
- 【議事(2)－④－E】平成21年度市民活動サポートセンター評価作業スケジュール

(1) 運営協議会議事進行の改善について

座長より議事進行の時間短縮と合理化について委員の協力を求められ、出席委員の合意を得たことが確認された。

(2) 議事

① 利用者意見への対応について

(説明)

指定管理者である事務局より当日資料【①】に基づき、利用者の意見を聴取し反映させるしくみが説明された。

- ・利用者の意見聴取は、窓口や電話で口頭により聴取するほかに、利用者が誰でも記入できる「コミュニケーションカード」と、誰でも参加できる「利用者懇談会」、「Web サイトからの意見」などの方法がある。「コミュニケーションカード」は月 20 枚程度を回収しており、中身は概ね、「環境が快適」、「スタッフが親切」といったものが多く、中には高校生等の自習利用者から「空いている市民活動専用テーブルを使わせてほしい」といった意見もある。指定管理者及び市が受け付けた意見については毎週、情報共有及び対策を話し合い、また、連絡調整会議で協議し、内容によって運営協議会にはかる流れをつくっている。「利用者懇談会」は部会長の小野崎さんを中心に企画を設定し、聴取した意見を運営協議会に図っている。(事務局：東)

(質疑)

- ・連絡調整会議は月に 1 回なのか、毎週なのか。(塩野谷委員)
→連絡調整会議は月 1 回であるが、毎週月曜日にその前の週に受けつけた利用者の意見の情報共有を行い、必要な対策を協議している。(事務局：東)
- ・協議機関である運営協議会は年 4 回であれば、実際の対応はサポートセンターが行うということか。(塩野谷委員)
→利用者の便宜を図って対応できることは即時対応している (事務局：東)

② 市民活動サポートセンター館内の署名活動について

(説明)

利用者懇談会部会長の小野崎委員より、事前配布資料【04、05、06、08】に基づき、「署名活動の賛否」について利用者懇談会で話し合われた結果が説明された。また、事務局の東より、このテーマを題材として選定した背景が説明された。

- ・これまでの利用者懇談会の反省点として利用者の集まりが悪い点をどう工夫するかということがあり、今期第 1 回は事前にテーブル上に「署名の賛否」を題材に「意見をください」というメッセージを伝えて、利用者の声を活かすという手法を試みた。その事前アンケートの結果と、これまで利用者意見へ対応してきたケース対応の必然性などを加味しながら、参加した 12 名で協議した。署名活動を駄目だとする意見はほとんどなく、条件付き賛成、課題がクリアされればやってもいいのではないかという意見が大勢であったが、判断の難しさを浮き彫りにした課題を資料にあげた 5 点に整理した。判断の問題として、①サポートセンターの中立性との関係から誤認の問題。サポートセンターが署名内容にお墨付きを与えたかのような、分かりにくい点をどう伝えるか。②個人情報漏洩の危険性。漏洩した情報を用いた勧誘などの危険性がある。③他の活動の阻害要因。声かけや勧誘などが他の利用者に与える影響。④内容の問題。人権侵害のおそれや政治的

活動に関わるケースなど。の4点、もう一点は効果の問題として、⑤場所として効果的かどうか。街頭に比較した場合の人通り数などの条件の制約、という点である。サポートセンターには、市民活動の意識の高い人が集まるため、効果があるのではという見方もあった。利用者懇談会で集約し整理した意見について運営協議会で方向性を示していただきたい。(小野崎委員)

- ・サポートセンターのイベント(ポスターセッション、夏の交流イベント)に「表皮水泡症」という難病の団体が参加し、署名活動の依頼があった。難病の手当に必要な特殊なガーゼが、保険適用外の個人輸入に頼らざるを得ない現状にあり、保険適用に向けた署名が団体にとって必要な活動であり、支援の対象として考えるべきではないかと考え、利用者の方の意見を集めることにした。(事務局：東)

(質疑)

- ・この会議では、どうするのかわからないのかの結論を出すのか。イエスかノーかの意見を述べなくては行けないのか。(柳田委員)
→意見を出していただく。(平議長)
- ・基本的に反対する。サポートセンターは署名をする場所ではない。許可するには選定する範囲やルールが必要が生じる。ルールから漏れたらどうなるのかということも想定しなければならない。(柳田委員)
- ・基本的に反対する。(親松委員)
- ・結論から言うと望ましくないと考える。サポートセンターが、市民活動の何を支援するのか、その内容をまだ理解していないが、ルールを云々ということであれば、慎重に検討したほうがいい。(星野委員)
- ・署名というのは、同じ様なグループでやる場合が想定される。街頭で行う場合には許可が必要であり、公共性を判断される。市役所の中では許されない。行政とは違った公共の場で行うのであれば、委員会などの審査組織をつくって公共性の判断について検討することが必要である。声を出して呼びかけることも、署名用紙を置くだけでも説明の必要が生じる。(大迫委員)
- ・やり方の問題を置いておいて、先ず市民活動における「署名」とは何か、を考える必要がある。その上で、前例を確かめる。初めから反対ではなく、どうしたらできるかを考える。できる場とはどんな場なのか、そこで公共性の問題、個人情報の問題を考える。場をもってやることの、建物の内と外では異なる許可の問題もある。前例でやっているところがあるのなら、内容を誰が判断するのかという点も確認する。この問題はテーマが大き過ぎるのでまず課題を整理すべきである。市の施設における署名について、まず、市の対応はどうなっているのかお聞きしたい。(塩野谷委員)
→このテーマを受けて市としても調査したが、さいたま市の公共施設で署名ができない訳ではない。例えばコミュニティセンターでは、管理者の判断に基づいて基準を作った上で貸部屋の中で利用者の自己責任で行っている。建物内の場合には声かけは難しい。以前の販売の問題を協議したときは当初は全て禁止という意見があったが、活動の紹介のために行う販売を期間や場所を限定して可能なケースを見いだしたように、今回も場所や期間限定でできないかを検討できればと考えている。(市民活動支援室：島崎)
- ・貸し部屋内で行う場合はグループ内の活動に限られている。施設の利用を考えると不特定多数の人を対象に建物内で行うのは無理である。(柳田委員)
- ・サポートセンターを利用している人に限り、例えばイベント時に限定して署名できるという形はどうか。サポートセンターをいろいろな意味で使えるようにすることも支援の幅を広げることにならないか。(田島委員)

- ・不特定多数の対象なのか、グループなのか、イベント時の限定なのか、どこで線を引くのか、やるのかやらないのかの線、ルールの決め方を整理して協議することが必要だと思う。(塩野谷委員)
 - ・販売の場合、ルールのない状態から趣旨を考慮しルール化し、原則禁止としながら、こういう場合は OK といくつかの条件をつくり、市民活動サポートセンター主催イベントに参加した場合、予算書と誓約書を提出してもらって審査を行い、飲食物の場合保健所の許可をとってもらい、決算書の提出も課すというルールとし、イベント外の場合は多目的展示コーナー使用時の期間・場所限定で、同様の書類提出を求めることとしている。また、決算書は一定期間、館内に掲示することとしている。多目的展示コーナーにおいては展示会観覧者の記帳による署名は行われているという現状もある。(事務局：東)
 - ・プロジェクトチームをつくって判断基準を練ってはどうか。(大工原委員)
 - ・そこで決定するまでは署名は認めないということになる。(小野崎委員)
 - ・今日の意見を踏まえて、原則と原則になじまない場合の案を事務局で作成し、次回の会議にはかることとしたい。(平議長)
- 次回までに指定管理者と市民活動支援室でプランづくりを行う。(事務局：東)

③ 「パソコンコーナー」のインターネットセキュリティについて

(説明)

インターネット利用制限について、当日資料【③】に基づき、市民活動支援室の島崎より、公共施設では安心・安全のために対策が求められることが説明され、続いて指定管理者の現状認識について事務局の三浦より説明された。

- ・市民活動サポートセンターのパソコンコーナーに設置しているパソコンについて、市民活動に関係がないショッピング等のサイトの閲覧規制や電子掲示板等への書き込み禁止について、運営協議会の意見をお聴きしたい。現在、パソコンコーナーには4台のパソコンを設置し、市民活動に関する情報収集・提供(発信)機能の一環として、パソコンを利用して市民活動に関する資料等の作成やインターネット閲覧による情報収集ができる場を提供している。

市民活動に関係ないと思われるサイトの閲覧、電子掲示板の書き込みをすることが可能となっているが、公共施設のパソコンでこうした利用をすることは問題があり、本来の目的の利用者の妨げになるので、市の負担でフィルタリングソフトを購入して、利用禁止にする方向で検討している。合意できていない点は、資料の【③】の(3)電子掲示板・電子会議室等のサイトの書き込み規制及び(4)電子メールの利用禁止であり、規制理由は、注1にあるように、公共施設のパソコンコーナーから個人・団体に関する中傷等を書き込みされた場合、書き込み者を特定できないことにより、センターの管理責任を問われることを回避するものである。そのため、市内の公共施設コミュニティセンター、公民館、図書館はすべて電子掲示板等に書き込みができないように設定している。公共施設で、なぜ規制が必要かというところパソコンの利用時の申込において本人確認をせずに利用できることから、偽名等を申込書に記載して悪用される危険性があるためであり、現に当センターでも偽名を使用してパソコンコーナーを利用している人がいる。

市では、市民活動サポートセンターの指定管理者募集にあたって、仕様書で「利用者へのインターネット端末兼データ編集用のパソコンの提供に当たっては、閲覧サイトの規制、不正アクセスの防止、電子メールの禁止等必要な情報セキュリティ対策を講じること」を求めている。

市としては、公共施設が施設の管理責任と利用者サービスのバランスをとりつつ、公共施設が設置したパ

ソコンから犯罪や中傷の書き込み等がされないような万全の対策をとり、安全性を第1に考えた管理運営をすることが必要と考えている。なお、市民活動サポートセンターの電子会議室は、フィルタリングソフトの機能の一つであるホワイトリスト機能を活用し、ホワイトリストに電子掲示板のサイトのアドレスを載せることで書き込みを可能とする。ただ、このように書き込みを可能とする電子掲示板等は例外的な運用と考えている。

資料の5、他市の同様の施設についていくつか調査したが、仙台市は悪質なサイトの閲覧規制以外はしていないが、京都市及び広島市の2施設は電子会議室等への書き込みも電子メールの利用も禁止している。

資料の6、運用方法の検討だが、①のフィルタリングソフトを導入して、3の規制を実施する方法を市としては採用したいと考える。②は電子掲示板については、中傷などを書き込みした人を特定できるように本人確認をした上で利用させるもので次善の運用方法と考えている。

なんでもできるようにすることが一番良い利用者サービスではなく、施設の設置目的にあった利用に限定することで、本来の市民活動の利用者がパソコンコーナーを利用する機会を確保できるということもある。

(市民活動支援室：島崎)

- ・インターネットについては経験のない人には分かりにくい世界だと思うが、最近では「IT」の中に「C」を入れた「ICT」(インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー)として、情報を交換するツールとして普及してきている。その場にいることが困難な会議に参加したり、メールや掲示板を利用したコミュニケーションが拡大している。パソコンコーナーの利用状況を気にしながら事務をしているが、分からない人が分かる人に教わる場面、活動に必要なグッズに関する発注業者を Web 検索したり、価格調査するなどの活用場面を見ている。何かあったときの管理の必要より、フェアトレードやネット通販などの情報の検索を市民活動の可能性の幅を広げるサポートとして考えたい。市民活動支援室とは、その是非をめぐって激論を交わしてきたが、結論は出ず、社会実験的に期間を定めてセキュリティレベルを高くした運用を実施して利用者に実害があるかどうか、将来の芽を摘んでしまうような課題がないかどうかを見ることとしたい。(事務局：三浦)

(質疑)

- ・資料に掲載の京都市市民活動総合センターと同様のフリースポットがあるのか。広島市まちづくり市民交流プラザは市民活動支援に限られたスペースなのか。また、7月の月例報告にある相談対応の「公民館のパソコンセキュリティが厳しくなり、講座運営に支障を来している」という状況と関連があるのか。(大工原委員)
 - 京都は無線 LAN が配線されているが、市民活動サポートセンターにはフリースポットの環境はなく、また、参考までに掲載したものでこの通りを希望しているわけではない。広島は、3,000 m²以上のセンターで、市民活動支援だけではない交流施設である。(市民活動支援室：島崎)
 - 公民館のパソコンセキュリティの問題は、以前はデータ作成講座の実施の際に USB を使用して、講習用の資料の作成やデータの持ち帰りができていたものが、市役所のセキュリティ対策規定適用により USB の使用ができなくなり、また CD への書き込みもできず、パソコンを置いていること自体に意味がない状態になっているという意見が寄せられたものである。(事務局：三浦)
 - 市はインターネットに接続しているから USB 不可としている。(塩野谷委員)
- ・例えば、中傷等の書き込みにより設置責任が問われているかは不明である。公衆電話から爆弾を仕掛けた

という電話の使い方をした人がいても設置責任は問われない。パソコンからの書き込み内容によって、設置者に責任を問えるものなのかがそもそも疑問であり、今回のようなセキュリティ強化が、合理的必要性に基づくものなのかどうかを市民活動支援室と論議したが、指定管理者との二者の協議では平行線となってしまった。そこで、社会実験の実施を運営協議会に提案し、この次の利用者懇談会のタイミングにも合わせて、市民・利用者の意見を集めたいと考えた。(事務局：三浦)

- ・社会実験として、完全に書き込みと閲覧ができなくなる状態になるのか。(平議長)
 - ホワイトリストは、書き込みできるサイトを限定するものである。(市民活動支援室：島崎)
- ・ホワイトリストに中傷が書き込まれたらどうなるのか。(堀越委員)
 - 利用申込時に本人確認を実施し、ログを確認することで書き込み者を特定できる。(市民活動支援室：島崎)
- ・Web サイトに書き込みができない状況によりサポートセンターのパソコンが室の持ち腐れになるかどうか、これから1カ月の社会実験となる。(事務局：三浦)
- ・具体的な話以前の話として協働で管理運営することの意味を確認しておきたい。協働管理運営の基本は行政は設置者としてのハード面、指定管理者は来館者対応やフロア運営や事業の遂行を担う。パソコンの規制はハードに属するものではない。さいたま市が設置したものではあるが運営は任せるとというのが基本であって、ソフトの運営の問題について、行政が口出しすれば原則が崩れてしまう。(事務局：東)
 - 指定管理の仕様書の中で対応を示している。(市民活動支援室：島崎)
- ・Web サイトへの書き込みによって、行政が責任が問われた裁判の判例はないのではないかと。(大工原委員)
 - 判例は確認していないが、書き込み者が特定できない場合、被害者は公共施設の管理責任について市を訴えやすい。(事務局：島崎)
 - 事故が起きるたびに川のフェンスが高くなるパターンか。(大工原委員)
- ・サポートセンターの機能として、基本的には個人で用意できないものを設置するものだとすれば、パソコンからの書き込みが活動のサポートの対象といえるのか。(小野崎委員)
 - サポートセンターに集って相談しながらパソコンを利用し、活動のために Web にも書き込みができる場であるし、そのような利用が見られる。(事務局：東)
 - それはこの場でサポートしなければならない活動なのかという疑問がある。(小野崎委員)
 - 聴覚障害の会の人たちは。パソコンを困んで相談をしながら利用している。(事務局：東)
- ・事務局の提案のとおり、1カ月間ソフト運用してみて、その経過を踏まえて10月19日の利用者懇談会で意見を聞き、その後検討することとする。(平議長)
 - その場合、規制についてパソコンコーナーに制限の内容と理由を告示するのか。(大工原委員)
 - 実験であることを明示することになる。(平議長)
- ・さいたま市はどの部署にもこうした対応を指令として通達されているのか。(堀越委員)
 - IT 統括課と相談して決めている。(市民活動支援室：島崎)
 - 全庁的な体制か。(堀越委員)
 - 仕様書作成時に担当所管と相談している。(市民活動支援室：島崎)
 - 取り締まり行政はしない方がいい。(堀越委員)
 - 本来の利用者が利用できない状況にならない配慮は必要だと考える。(市民活動支援室：島崎)
- ・パソコンコーナーは、事務スペースから画面を見られるように設置しており、悪いものは見られない抑止

効果も考えられている。(事務局：東)

- ・閲覧、書き込み、ウイルスによる破壊など、使い方によってはの備品を壊した場合の特定はどうなっているのか。(塩野谷委員)
→指定管理者が設置するパソコンの機能に、使用後再起動することによって、パソコンを常に初期状態にする機能を備えているので、そのようなケースは生じないような対策は取られている。(市民活動支援室：島崎)

④ 市民活動サポートセンターの管理運営の「評価」について

(説明)

当日配布資料【4 (6種類)】に基づき、評価部会の塩野谷委員、荒木委員より検討経過が説明され、さらに事務局の三浦・東より評価作業の必要性について説明された。

- ・分かりにくいと思うが、資料【④-E】評価作業スケジュールにあるように、第3回の協議会で評価を行うので今回はない。ではどうやって評価をするのか、資料【④】にあるように「業務・事業についての評価」と「協働管理運営についての評価」の2つに分けて考えている。ハードとソフト、それぞれの評価が必要である。ポイントの1つ目は、協働管理運営をどう考えるのか、市民活動の推進のための協働をどう評価するかの視点。資料【④-A】は整備基本計画に基づいた課題の検証、【④-B】は設置した側からの見方、【④-D】は職員のアンケートによる協働の評価である。2つ目は、整備検討委員会の方の考えた理想と実現という視点。3つ目は、市民活動サポートセンターの認知効果という視点。支援室には、市役所内にセンターの機能や役割を広める責任がある。4つ目は、利用者アンケートによる市民の理解の視点。それぞれが活動ベースにおいて評価したものを参考資料としてまとめて12月の運営協議会で評価する予定にしている。しかし、まだ、決めきれていないのが現実で、具体的な点は評価部会に一任していただきたい。ヒアリングやアンケートなどを11月中にはまとめたいと考えるので、9月中にはたたき台をつくりたい。手間のかかる作業であるが手間のかからない工夫をしたいと考えている。(塩野谷委員)
- ・評価小委員会を開くたびに霧の中にいる状態になる。大変な作業であるが、クリアしなければ評価はできない。資料【④-A】ではほとんどの人が「わからない」につける恐れがあるのではと懸念している。これ以上の説明ができない状態であるが、9月から11月の3ヶ月で提示できるようにしたい。(荒木委員)
- ・2期目からの委員には、こうした評価を複雑かつ労力を割いてまで行う必要があるのか理解に苦しまれる方もおられると思うので、指定管理者制度の根本的な問題の視点から補足したい。この制度は基本的には行財政改革が主眼で、民間のアイデアやサービスにより安く効率的に運営するために導入されたもので、期間も3年5ヶ月という短期間で切り替わる制度である。指定管理料は更新のたびに削減される可能性があり、職員の雇用の側面からも厳しい現状にある。スキルアップしていく職員が、企業であれば昇給するところその財源がなく、その分事業縮小という事態にもつながっていく。前期同等以上の予算を獲得できるようにするためには、評価を市民と共に共有することが必要となることをご理解いただきたい。(事務局：三浦)
- ・業務に対する評価と違って協働に対する評価は、全く新しいものを作り出すもので、呻吟している。(事務局：東)

(質疑)

- ・資料【④-D】の職員へのアンケートでは、各人の心がけや努力内容を聞いてはどうか。日頃の業務の中

でのコミュニケーションの努力や改善につながる質問などが具体的に出てきた方がいいと思う。次の選定につながるような協働契約の書類の作り方の見直しも、協働を進める上での大きな問題としてあると思う。

(堀越委員)

→評価は通常過去形であるが、課題をどうすべきか、来期の仕様書に反映させることも重要だと考えている。縮小傾向でよいのか、拡大・促進の方向性を示唆できるような評価にしたい。(塩野谷委員)

- ・責任の重い協議会だという印象を受けている。評価が指定管理者をどうするのか。この協議会における評価の活かし方と、評価部会の構成について伺いたい。(星野委員)

→指定管理期間は3年5ヶ月で終了する。来年の6月に予算と相手を決めて選定に入る。評価基準のないままのスタートであったため、次期は評価基準がなければ選定できない。支援室が予算を決める際に、指定管理者が予算以上のことをやってきたのか、仕様書に基づいた評価も含めた評価が1つの選定基準になる。また、運営協議会委員は指定管理者が選定しているものなので、現委員はさいたま NPO センターが選んだ委員である。(塩野谷委員)

→構成は、塩野谷委員、荒木委員、平、そしてオブザーバーとして土屋委員が参加している。評価の結果は、市民活動推進委員会(さいたま市の市民活動支援及び協働に関する審議会)にも報告されることになる。(平議長)

→運営協議会のメンバーでも、評価される側である指定管理者の堀越委員と市民活動支援室の山口委員は除かれることになる。(事務局：東)

- ・協働管理運営しているさいたま NPO センターと、サポートセンターに両方の評価は確かに大変であり、運営全体の評価と部分的な評価を分けて評価することにしている。(平議長)

→全体の評価は各人で評価する。【④-A・B】は1つ1つ議論しても感覚でしか答えられないため、各項目のそれぞれの見方を分析する。意見のまとめ方については座長一任でよいのか。(塩野谷委員)

→評価の内容・方法に関しては評価部会に一任していただきたい。(平議長)

- ・今後のスケジュールはどうか。(大工原委員)

→次回協議会の前に部会の結果報告をしたい。(塩野谷委員)

- ・3カ月に1回しか来ていないのに責任ある評価はできない。(親松委員)

→責任ある答えのために「わからない」という選択肢を用意している。(平議長)

- ・評価に際して指定管理者がアピールする場があってもいいのではないかと。(小野崎委員)

→項目だけの評価ではなく、こんなつもりでやったとか、こんなことにつながったといった自己評価を資料にして、必要ならプレゼンもやりたい。(事務局：東)

→3回の利用者懇談会を使ってもらってもいいのではないかと。(小野崎委員)

- ・評価結果についてであるが、個別の事業評価の積み上げが全体の評価とイコールになるわけではない。年間予算やスタッフの人数などを前提として評価する必要がある。(堀越委員)

- ・市の職員への波及効果も評価のポイントになる。過去市民活動支援室にいた職員がどう変わったか、上意下達的なやり方からの進展など。(大工原委員)

→今の話から交流イベントにおいて協力をお願いした防災課などに、一緒にやってどうだったかをアンケートしてみるというアイデアをいただけた。(事務局：三浦)

- ・次期も指定管理者として立候補するのか。(垣花委員)

→さいたま NPO センターがずっとやるのは、さいたま市の NPO 支援の視点から健全ではないと考えて

いるが、次回は立候補する予定である。(事務局：東)

→同等の力のある団体がでてくるように、もう一つつくる必要がある。(塩野谷委員)

- ・資料の【④-C】について、さいたま市内の NPO 法人約 400 団体と、サポートセンターに登録している約 900 団体に、11 月初めに利用者意見アンケートとして送付する予定である。(事務局：東)
- ・業務評価や質問項目に関する案や意見を今月中にメールなどでいただきたい。(平議長)

(3) 市民活動サポートセンター指定管理者からイベントなどの報告

事務局より、月例報告のとおりであるが、6 月報告より課題の抽出を記載するようにしたこと、イベントなど参加型で進行しているが、同じ顔ぶれになりつつあり、気持ちを新たにしていきたいと考えていることが報告された。

(4) その他

市民活動支援室で研修中の、長野県佐久市長の特別秘書常田さおりさんが紹介された。

(5) 今後のスケジュール

第 3 回運営協議会は、12 月 18 日(金)18 時 30 分～20 時 30 分まで浦和コミュニティセンター13 集会室で開催。
利用者懇談会は、10 月 19 日、12 月 19 日、2 月 19 日にサポートセンターで開催する予定。

以上